

排水基準を定める省令の一部を改正する省令について (窒素含有量・海域)



2021年10月1日から窒素の暫定基準を実質延長する省令が公布されました。

2021年5月19日に環境省にて開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会排水規制等専門委員会において、「窒素含有量(海域)に係る暫定排水基準の見直し」について検討されました。天然ガス鉱業においては、2021年9月末までの暫定排水基準として160mg/Lが設定されていますが、今回の省令においては、現行の暫定排水基準を維持することが適当として、2023年9月30日までの適用となり、現状の暫定基準が延長される形になります。

当社では、多くの排水項目の分析について長年の実績がございます。ご不明な点等ありましたら、是非一度ご相談ください

資料 [2021年9月24日付 環境省報道発表資料](#)

環境検査箇所 荒木琢也

